

標準報酬月額の改定について

～随時改定～

標準報酬月額は、毎年1回、4月・5月・6月の報酬の平均額から標準報酬月額を決定し、その年の9月から翌年の8月までの間適用させます。(定時決定)

■「随時改定」とは

昇給・昇格や人事異動などにより、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と既に決定している標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

■随時改定の条件

随時改定は、次の2つの条件をともに満たしたときに行います。

- ①固定的給与に変動があったとき。

固定的給与 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの	非固定的給与 勤務実績等に応じて、支払われるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・基本給（給料表の給料月額） ・給料の調整額 ・教職調整額 ・管理職手当 ・初任給調整手当 ・扶養手当 ・地域手当 ・特地勤務手当 ・へき地手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域異動手当 ・住居手当 ・単身赴任手当 ・通勤手当 ・義務教育等教員特別手当 ・定時制通信教育手当 ・産業教育手当 ・農林漁業普及指導手当 など

※休職等により、報酬の全部が支給されなくなった場合や、低額の休職給が支給されることとなった場合は固定的給与の変動に該当しません。

- ②既に決定または改定されている標準報酬月額の等級と、変動した月から3カ月間(注)の報酬の平均により算定した標準報酬月額の等級に2等級以上の差があるとき。

(注) 各月とも支払基礎日数が17日以上であることが必要です。

■随時改定を行う時期

変動月から4カ月目に改定します。(上記の随時改定の条件を満たしている場合)

例1 4月に昇給し、基本給が変更になった場合→7月から改定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
●	●	●														
			随時改定													

例2 4月に遡及する給与改定があり、12月に給与改定後の給料と給与改定による差額分が支給された場合→3月から改定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月								
								●	●	●														
											随時改定													

・月の途中に固定的給与が変動した場合は、翌月から以後3カ月間の報酬の平均により、随時改定に該当するか判断します。

■随時改定の適用期間

1月～6月に改定→その年の8月まで適用

7月～12月に改定→翌年の8月まで適用

総務・健康支援グループ 017-734-9912